

「万一」の保障に加え、
ご希望にあわせて特約を付加することにより
「がん」「認知症・介護」も保障できる保険です！



特徴
1

万一の場合（主契約）

死亡保険金・高度障害保険金をお支払いします。

万一のときのご遺族の生活資金や死後の整理資金などにお役立ていただけます。
また、お客さまのニーズにあわせて、各種特約を付加することもできます。

- がん保障定期保険特約
- 介護保障定期保険特約
- 軽度介護保障特約（介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加することができます。）

特徴
2

がん保障定期保険特約を付加した場合

がんと診断確定されたときに一時金をお支払いします。

がんに罹患したときの治療費などの経済的負担、これまでどおりに働けなくなる
ことによる収入の減少に備えることができます。

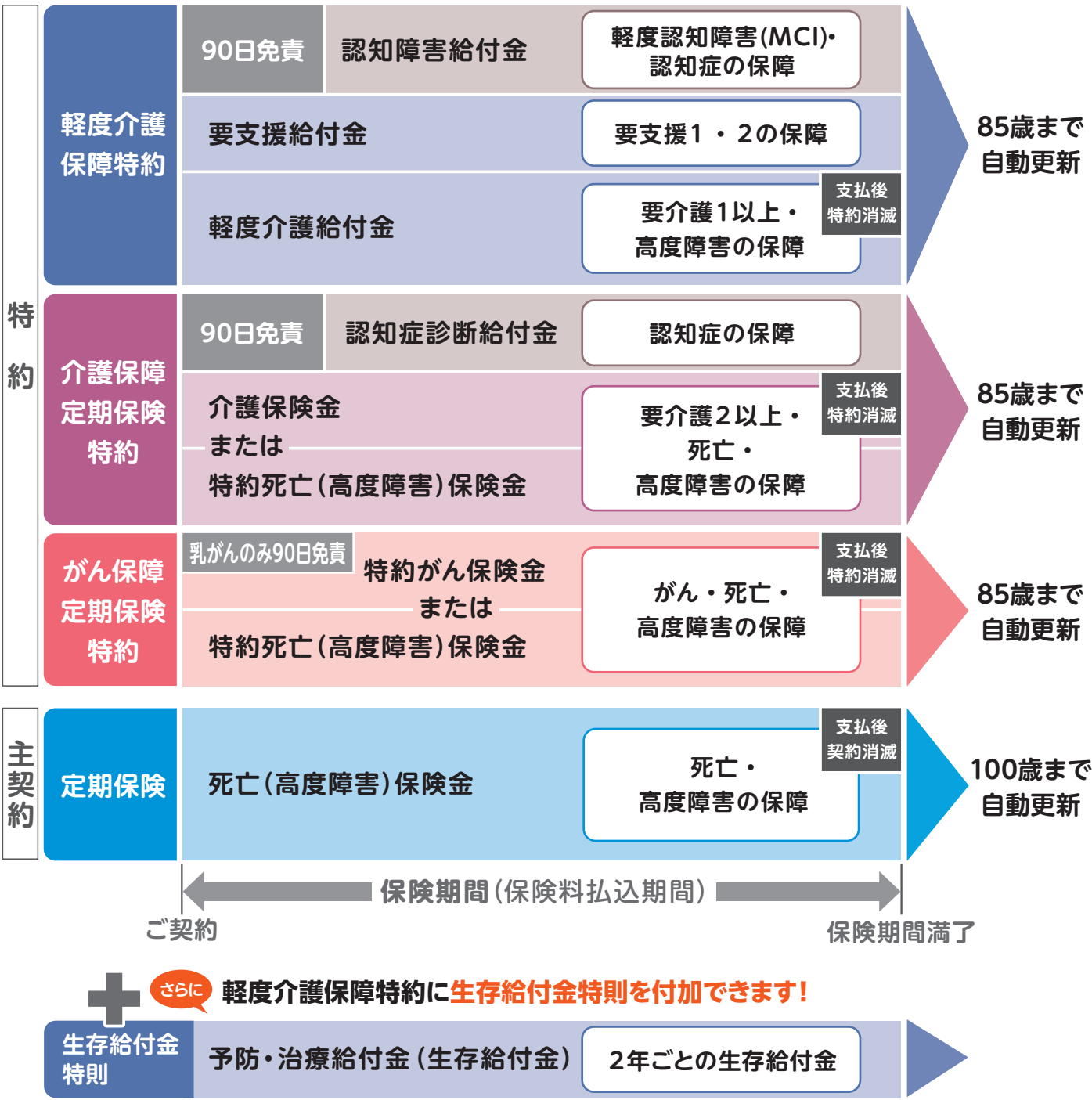
特徴
3

介護保障定期保険特約、軽度介護保障特約を付加した場合

認知症・介護の予防から段階に応じて給付金等をお支払いします。

認知症の予防から診断確定、介護の要支援・要介護状態まで幅広く備えることが
できます。

しくみ図（イメージ図）



一定期間の「死亡・高度障害」に備えたい方に



万一のときには整理資金が必要です。

出典1

葬儀費用合計 (全国平均額)

およそ **133** 万円

各項目の全国平均額

基本料金: 67.8万円

飲食費: 20.1万円

返礼品: 22.8万円

お布施の費用: 22.4万円

出典2

お墓関連費用合計

およそ **292** 万円

内 訳

霊園使用料 (貸付時のみ) (4.0㎡): 123.2万円

霊園 (年間) 管理料: 3,680円

お墓代: 169.3万円*

およそ **425** 万円

出典1: 株式会社鎌倉新書「第5回お葬式に関する全国調査」
[基本料金] 斎場利用料、火葬場利用料、祭壇、棺、遺影、搬送費など、葬儀を行うための一式 (固定費)
[飲食費] 通夜ぶるまい、告別料理などの飲食 (変動費*)
[返礼品] 香典に対するお礼の品物 (変動費*)
* 飲食費、返礼品はひとりあたりかかる費用のため、参列人数に比例して変動します。
[お布施の費用] 寺院・教会・神社など宗教者への御礼

出典2: 霊園使用料・霊園管理料は、都立八王子霊園の例 (令和4年度東京都立霊園使用者の募集「令和4年度申込みのしおり」より)。お墓代は (一社) 全国優良石材店の会「お墓購入者アンケート調査」(2022年) の全国平均額
※ 地域によってはお墓代に墓地使用料が含まれている場合があります。

のこされたご家族の支出の心配もあります。

出典3

お子さまの大学入学・在学費用

大学入学から卒業まで 約 **481** 万円

(国立大学で自宅から4年間通学した場合)

各種ローンの返済

各種ローンの返済

例えば…
リフォームローン
マイカーローン
住宅ローン
(団信が付加されていないもの)

出典3: 日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」(2021年12月)



保障内容

お支払いする保険金		お支払いする場合 (概要) 被保険者が保険期間中に各事由に該当した場合にお支払い	お支払いする金額	〈ご参考〉 自由設計
定期保険	死亡保険金	死亡されたとき	500 万円	300～ 4,000万円
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき		

※ 死亡保険金、高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
※ 所定の高度障害状態については、18ページをご確認ください。

✔ 保険金額・保険期間 (保険料払込期間) をニーズに応じて設定できます!

このプラン以外でも自由設計により、保険金額や保険期間 (保険料払込期間) なども所定の範囲内で選択できます。
自由設計の契約年齢範囲 **15～75歳**
自由設計のお取扱内容については、17ページをご確認ください。
定期保険 (主契約) の保険金額が300万円未満の場合は、お取扱いできません。

! 保障についてご留意いただきたいことがありますので **23ページ** をご確認ください。

「がん」の保障を重点的に備えたい方に



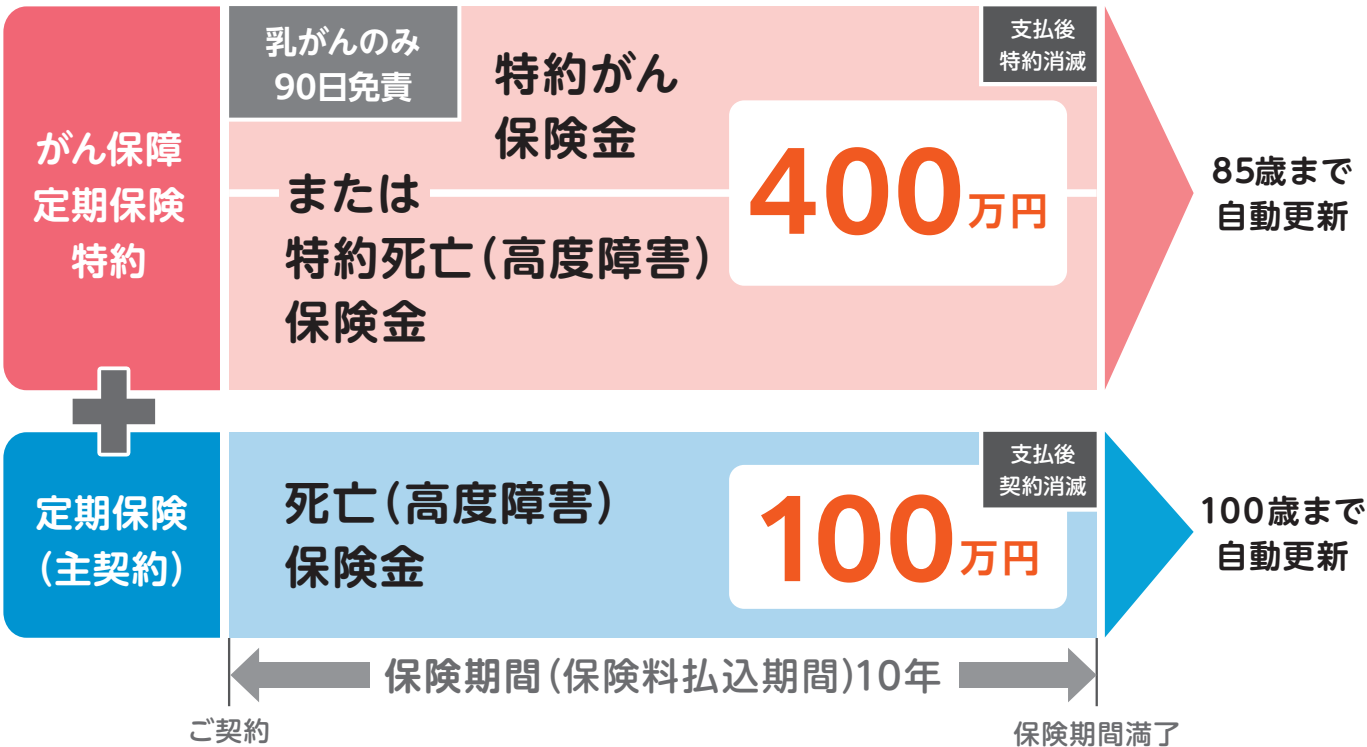
しくみ図
(イメージ図)

【保険金額】定期保険
がん保障定期保険特約400万円

【保険料払込方法】口座振替月払

【保険料】13～14ページをご覧ください

【保険期間(保険料払込期間)】10年



保障内容

お支払いする 保険金	お支払いする場合(概要) 被保険者が(特約)保険期間中に各事由に該当した場合にお支払い	お支払いする 金額	〈ご参考〉 自由設計
がん保障 定期保険 特約	特約がん保険金 初めて所定の悪性新生物(がん)に罹患していると 診断確定されたとき ※「上皮内がん」「皮膚がん(悪性黒色腫を除く)」は、特約 がん保険金のお支払対象となりません。	400万円 〈注〉	100～ 2,000万円
	特約死亡保険金 死亡されたとき〈注〉		
	特約高度障害 保険金 所定の高度障害状態になられたとき〈注〉		
定期保険	死亡保険金 死亡されたとき〈注〉	100万円 〈注〉	100～ 4,000万円
	高度障害保険金 所定の高度障害状態になられたとき〈注〉		

〈注〉「万一」の保障の給付例について

死亡・所定の高度障害状態になられたとき
……………合計 最高500万円

定期保険の死亡保険金(または高度障害保険金)とがん保障定期保険特約の
特約死亡保険金(または特約高度障害保険金)の合計金額です。特約がん保
険金をお支払いした場合、がん保障定期保険特約は消滅しますので、お支払
いする金額は100万円となります。

がん罹患すると多額の費用がかかることがあります。

経過年数	医療費総額	自己負担額合計※
1年目	333.3万円	55.5万円
2～5年目	90.7万円	27.2万円
累計	424万円	82.7万円

■大腸がんの医療費の実例

精密検査(大腸内視鏡検査・CT検査など)、腸管切除・リンパ節
郭清(入院21日)、再発防止のための薬物療法(入院2日、通院
6ヵ月)、定期検査(3ヵ月ごと)

出典:セールス手帖社保険FPS研究所
「がん患者が教えてくれた本当のところ がんとお金
の真実」を用いて当社作成

※自己負担額は、公的医療保険の被保険者が70歳未満・年収
〈目安〉約370万円～約770万円の場合の治療例に基づい
て算出した高額療養費制度適用後の金額例です。実際には、
年収などにより自己負担額は異なります。

さらにがんの治療が長期化した場合など、休職・退職の
リスクがあるためまとまったお金があると安心です。

保険金額・保険期間(保険料払込期間)をニーズに応じて設定できます!

このプラン以外でも自由設計により、保険金額や保険期間(保険料払込期間)なども所定の範囲内で選択できます。

自由設計の契約年齢範囲 **定期保険 15～75歳**
 がん保障定期保険特約 15～70歳

自由設計のお取扱内容については、17ページをご確認ください。

定期保険(主契約)の保険金額、がん保障定期保険特約の保険金額の合計が300万円未満の場合は、お取り扱いできません。

! 保障についてご留意いただきたいことがありますので23ページをご確認ください。

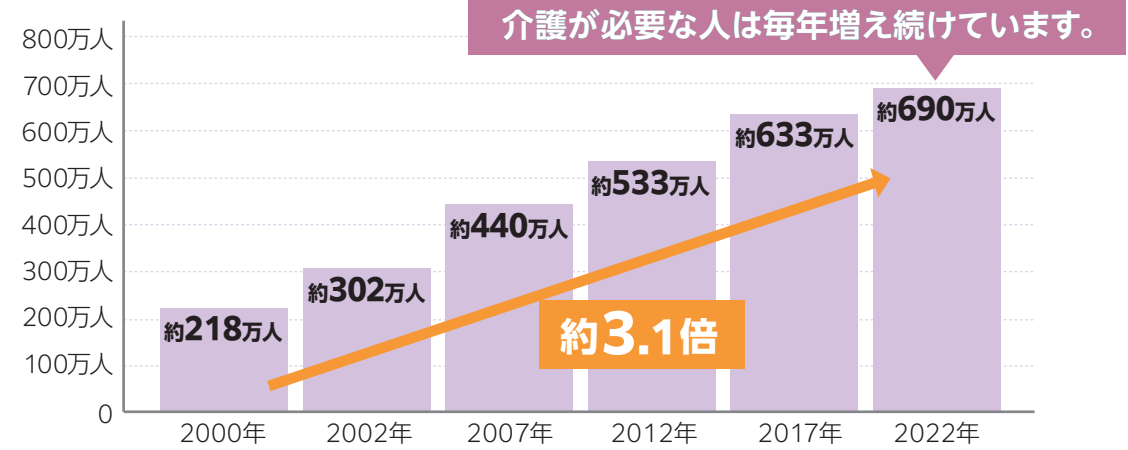
「介護」の保障を重点的に備えたい方に

認知症診断
給付金つき



介護はどなたにも起こりえる身近な問題です。

■要介護・要支援の認定者数の推移

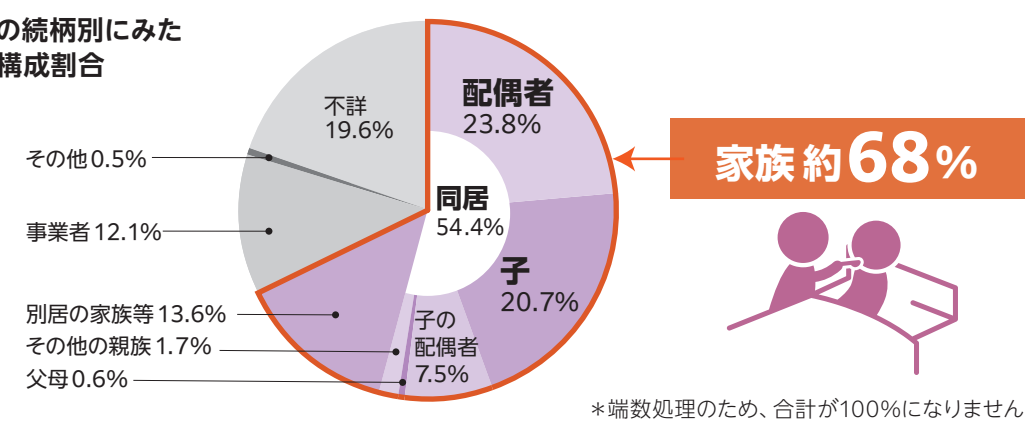


※公的介護保険制度が開始した2000年から22年間の推移
※要介護・要支援の認定者数にはすべての認定区分が含まれます
※すべて4月のデータです
※2007年は要支援者数に経過的要介護者数を含んでいます

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報（暫定版）」をもとに当社作成

介護をする方の約7割がご家族です。

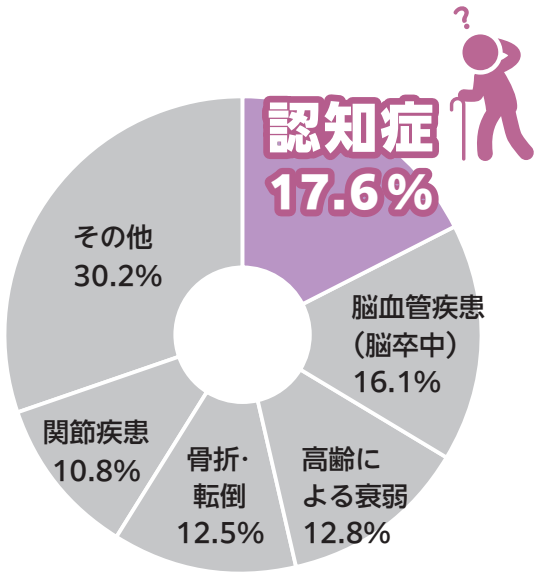
■要介護者等との続柄別にみた
主な介護者の構成割合



出典：厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査」

介護が必要となる主な原因で最も多いのは認知症です。

■介護が必要となった主な原因



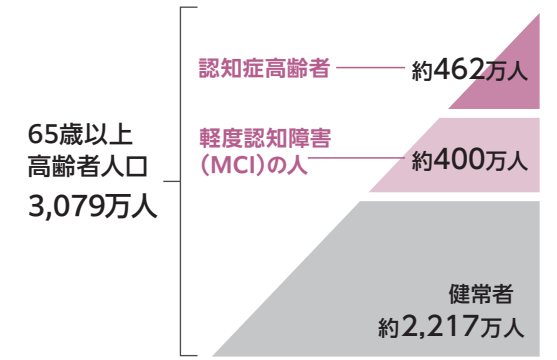
出典1

■認知症・軽度認知障害(MCI)のこと

出典2

認知症予備軍である「軽度認知障害(MCI)」は、65歳以上の高齢者においては約400万人いるとされ、決して他人事とは言えない状況になっています。

■認知症高齢者の現状(2012年)



認知症の早期発見と、重症化予防が重要です。

出典1：厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査」をもとに当社算出
出典2：厚生労働省「認知症施策の現状（老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室）」（2014年12月）

要支援・要介護状態になったときの 経済的な負担について考えてみましょう。

■平均介護費用の目安

$$\begin{matrix} \text{平均介護費用(月額)} \\ 8.3\text{万円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{平均介護期間} \\ 61.1\text{ヵ月} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{平均介護費用(一時費用)} \\ 74\text{万円} \end{matrix} = \text{合計 } 581.1\text{万円}$$

■在宅介護と施設介護の違い（介護を行った場所／費用）

在宅介護 56.8%	合計 367.3万円 内訳：平均月額4.8万円×平均介護期間61.1ヵ月 ＋平均一時費用74万円
施設介護 41.7%	合計 745.4万円 入居時に別途一時金がかかる場合があります 内訳：平均月額12.2万円×平均介護期間61.1ヵ月

※「掛かった費用はない」を0円として平均を算出 ※合計金額は、上記データをもとに当社算出
出典：（公財）生命保険文化センター「2021（令和3）年度 生命保険に関する全国実態調査」

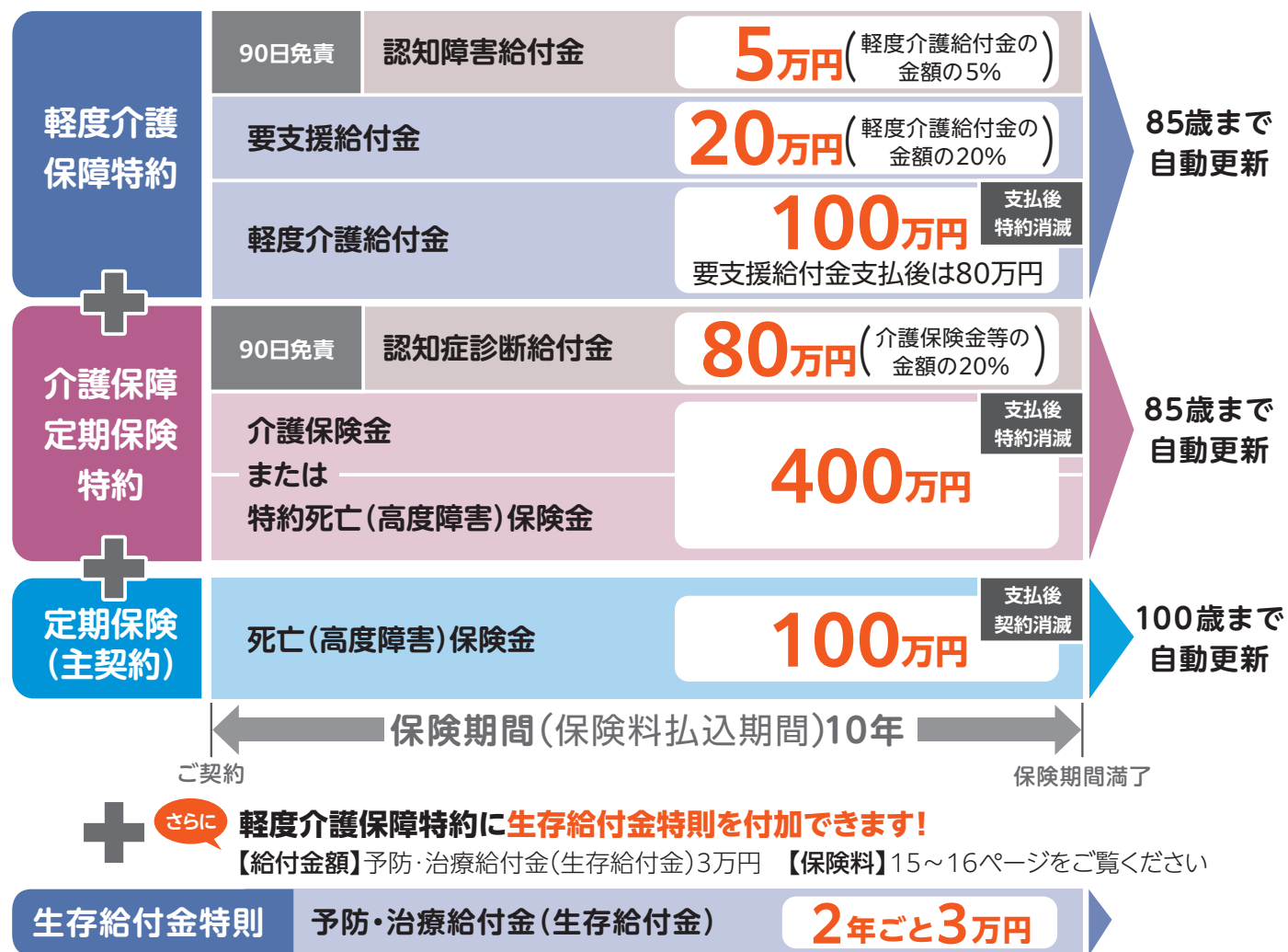
POINT 認知症や介護は備えがあると安心です。

軽度から重度の介護状態・死亡まで手厚く保障。 認知症や介護の心配は、まとめて準備が可能です！

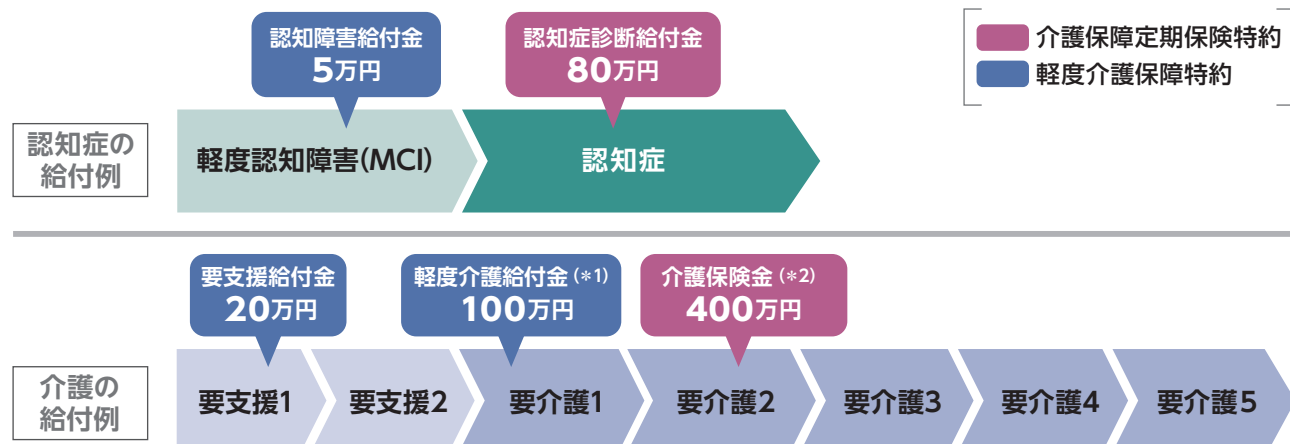
しくみ図
(イメージ図)

【保険金額】定期保険 100万円
介護保障定期保険特約 400万円
軽度介護保障特約 特約基準金額100万円

【保険期間(保険料払込期間)】10年
【保険料払込方法】口座振替月払
【保険料】15～16ページをご覧ください



上記プランにおける介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約の給付イメージ



(※1) 軽度介護給付金をお支払いした場合または被保険者が死亡した場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の認知障害給付金、要支援給付金および軽度介護給付金はお支払対象外となります

(※2) 介護保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の認知症診断給付金、介護保険金等はお支払対象外となります

認知症予防からの備え

軽度認知障害(MCI)と
公的介護保険制度の要支援1にも対応



保障内容

お支払いする 保険金等	お支払いする場合(概要) 被保険者が(特約)保険期間中に各事由に該当した場合にお支払い	お支払いする 金額	〈ご参考〉 自由設計
認知障害給付金	認知障害給付の責任開始日以後、初めて所定の認知障害(軽度認知障害(MCI)・認知症)と診断確定されたとき	5万円	5万円
要支援給付金	公的介護保険制度の要支援1または要支援2に該当していると認定されたとき	20万円	20万円
軽度介護給付金	つぎのいずれかの事由に該当したとき (1)公的介護保険制度の要介護1以上に該当していると認定されたとき (2)所定の要介護状態に該当したとき (3)所定の高度障害状態に該当したとき(注)	100万円 (要支援給付金支払後は80万円)〈注〉	100万円 (要支援給付金支払後は80万円)
生存給付金特則を付加した場合	予防・治療給付金(生存給付金) ご契約後2年ごとの年単位の契約応当日または特約保険期間の満了時に生存しているとき	3万円	1,3,5万円
認知症診断給付金	認知症給付の責任開始日以後、初めて所定の認知症に罹患していると診断確定されたとき	80万円	介護保険金等の金額の20%
介護保険金	つぎのいずれかの事由に該当したとき (1)公的介護保険制度の要介護2以上に該当していると認定されたとき (2)所定の要介護状態に該当したとき	400万円 〈注〉	100～500万円 (軽度介護保障特約を付加した場合400万円限度)
特約死亡保険金	死亡されたとき〈注〉		
特約高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき〈注〉		
死亡保険金	死亡されたとき〈注〉	100万円 〈注〉	100～4,000万円
高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき〈注〉		

〈注〉「万」の保障の給付例について

死亡されたとき 合計 最高500万円
定期保険の死亡保険金と介護保障定期保険特約の特約死亡保険金の合計金額です。

所定の高度障害状態になられたとき 合計 最高600万円
定期保険の高度障害保険金、介護保障定期保険特約の特約高度障害保険金、軽度介護保障特約の軽度介護給付金の合計金額です。

介護保険金をお支払いした場合には介護保障定期保険特約、軽度介護給付金をお支払いした場合には軽度介護保障特約は消滅しますので、お支払いする金額は異なります。

保険金・給付金額・保険期間(保険料払込期間)をニーズに応じて設定できます！

このプラン以外でも自由設計により、保険金・給付金額や保険期間(保険料払込期間)なども所定の範囲内で選択できます。

自由設計の契約年齢範囲 定期保険 15～75歳

介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約 20～75歳

自由設計のお取扱内容については、17ページをご確認ください。

定期保険(主契約)の保険金額、介護保障定期保険特約の保険金額、軽度介護保障特約の特約基準金額の合計が300万円未満の場合は、お取り扱いできません。

！ 保障についてご留意いただきたいことがありますので23～24ページをご確認ください。

質問事項①～⑤(該当の特約を付加する方は⑥⑦を含みます)が**すべて「いいえ」の場合、お申し込みいただけます。**《注》

※右記の疾患は告知の対象外です → アトピー性皮膚炎・アレルギー性鼻炎(花粉症を含みます)・水虫・たむし・外耳炎・虫歯

-----質問事項-----

過去5年以内に、下表の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。

※高血圧症については、治療中の場合でも直近の血圧値が「最大140／最小90mmHg未満」の場合には「いいえ」になります。

心臓・血管・血圧	高血圧症、不整脈、狭心症、心筋こうそく、心筋症、先天性心臓病、心臓弁膜症、動脈瘤(脳・大動脈)、動脈閉塞症(内頸・腎臓・下肢)
脳・精神・神経	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、うつ病、統合失調症、自律神経失調症、神経症、てんかん、パーキンソン病、アルコール依存症、薬物依存症、知的障がい、認知症、軽度認知障がい(MCI)
肺・気管支	ぜんそく、COPD(慢性閉塞性肺疾患：慢性気管支炎・肺気腫)、好酸球性肺炎、間質性肺炎
胃腸	かいよう性大腸炎、クローン病
肝臓	肝炎(肝炎ウイルス感染を含みます)、肝硬変
腎臓	腎炎、ネフローゼ、腎不全
目	緑内障、網膜色素変性症、網膜中心動脈閉塞症(網膜動脈閉塞症)、黄斑変性症
がん・しゅよう	がん(上皮がんを含みます)、高度異形成、肉腫、白血病、しゅよう(脳・肺・肝臓・すい臓・腎臓・卵巣)、ポリープ
右記にかかげる病気	リウマチ・こうげん病、糖尿病、紫斑病、甲状腺機能低下症、橋本病、筋ジストロフィー、乳腺症、好酸球性副鼻腔炎

過去3カ月以内に、医師より、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがあり、すすめられた検査・治療・入院・手術について、現在までにうけていない検査・治療・入院・手術がありますか。

過去2年以内に、健康診断・人間ドックを受けた場合で、下表の項目について、要再検査・要精密検査・要治療のいずれかを指摘されたことがありますか。

※その後の再検査・精密検査の結果、医師より「異常なし」と言われた場合は「いいえ」になります。
※血圧測定の異常指摘については、治療中の場合でも血圧値が「最大140/最小90mmHg未満」の場合には「いいえ」になります。
※脂質異常症については、治療中の場合でもLDLコレステロールが「190mg/dl未満」、中性脂肪が「400mg/dl未満」の場合には「いいえ」になります。

※健康診断・人間ドックとは健康維持・病気の早期発見のための診察・検査をいいます（例：企業・学校が行う定期健康診断、採用時健康診断、自治体が行う検診、自発的に受診した「定期健康診断」「がん検診」「PET検診」）。

臓器	脳、甲状腺、心臓、肺、食道、胃腸、肝臓、胆のう、すい臓、腎臓、前立腺、乳房、子宮、卵巣
検査	血圧測定、血液検査、尿検査、便検査、眼底検査、脳検査、内科診察

身体上、つぎのいずれかの障がいがありますか。
●視力の障がい(左右いずれか悪い方の矯正視力が0.3以下) ●聴力・言語・そしゃく機能の障がい
●背骨(脊柱)の変形や機能障がい、上下肢の機能障がい(手足のゆびの欠損を除きます)

(a) 過去5年以内に、病気やけがで、7日間以上にわたり医師の診察・検査・治療・投薬、もしくは手術を受けたことがありますか。(帝王切開は含みません。)

(b) 過去3カ月以内に、病気やけがで、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。

※(a) (b) とともに、下表の病気やけがについては、条件に該当していれば「いいえ」になります。

病気やけが		「いいえ」となる場合(条件)
右の病気	高血圧症	直近の血圧値が「最大140/最小90mmHg未満」の場合
	脂質異常症	直近のLDLコレステロールが「190mg/dl未満」、中性脂肪が「400mg/dl未満」の場合
感染症	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	完治して1カ月以上経過する場合(後遺症がなく、入院15日未満の場合または入院していない場合に限ります。)
	かぜ(感冒) ※、インフルエンザ、おたふくかぜ、みずぼうそう、はしか、風しん、手足口病、急性胃腸炎	現在完治している場合
眼の病気	結膜炎、ものもらい(麦粒腫)	現在完治している場合
鼻の病気	急性鼻炎、慢性鼻炎、急性副鼻腔炎、慢性副鼻腔炎、蓄膿症、鼻茸、鼻中隔湾曲症	治療中でも「いいえ」になります
耳の病気	急性中耳炎	現在完治している場合
呼吸器の病気	急性へんとう炎、慢性へんとう炎、へんとう周囲炎、へんとう肥大、アデノイド肥大、急性肺炎、急性気管支炎	現在完治している場合
消化器の病気	急性食中毒	現在完治している場合
	虫垂炎、そけい・大腿・臍・腹壁癒痕ヘルニア	現在完治している場合(手術を受けた場合に限ります。)
女性の病気	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫	3週間以上の入院治療がない場合
妊娠・分娩	正常分娩	分娩後1カ月以上経過した場合
皮膚の病気	ガングリオン、良性のイボ、粉瘤(アテローム)	治療中でも「いいえ」になります
	皮膚炎、湿疹、帯状ぼうしん	現在完治している場合
運動器の病気	手根管症候群、肘部管症候群、腱鞘炎、バネ指、椎間板ヘルニア(頸椎・胸椎・腰椎)、変形性関節症(膝・股関節)	治療中でも「いいえ」になります
けが	四肢関節ねんざ、頸椎ねんざ(むち打ち症)、半月板損傷、じん帯損傷・腱損傷、肩鎖関節・四肢関節の脱臼、手ゆび・足ゆび・肩甲骨・鎖骨・肋骨・四肢骨・胸骨の骨折	現在完治している場合
	やけど	現在完治している場合(入院治療がない場合に限ります。)

※診断名「かぜ」(感冒)に限り、医師からの投薬の途中で症状がなくなり、通院を終了した場合は、「完治」とみなします。

がん保障定期保険特約をお申込みの方のみ

今までに、がん(上皮がんを含みます)、高度異形成(子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部に限ります)、肉腫、白血病と診断されたことがありますか。

介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約をお申込みの方のみ

●今までに、公的介護保険制度における「要介護・要支援」の認定を申請したことがありますか。
●今までに、認知症(認知症のうたがいを含みます)、軽度認知障がい(MCI)と診断されたことがありますか。
●過去2年以内に病院または診療所などの医療機関において、認知機能に関する検査を受けたことがありますか。

《注》質問事項については、「はい」の場合でも健康状態を詳細に告知いただき、人間ドックや健康診断の結果票等を提出いただくことで、お引受けができる場合があります。詳細告知の方法などについては、お取扱いの募集代理店(金融機関)までお問い合わせください。
※質問事項がすべて「いいえ」の場合でも、ご職業、過去の給付金の支払情報などによってはご加入いただけないことがあります。
※2023年4月2日現在の項目です。内容を変更する場合があります。

保険料表

死亡保障プラン

■保険金額

●定期保険：500万円

■保険期間(保険料払込期間)：10年

■保険料払込方法：口座振替月払

参考 定期保険：300万円・1,000万円

《注》本プラン以外の保険金額や保険期間などを設定する場合は、保険設計書にて保険料をご確認ください。

※記載されている保険料は、2023年4月2日現在の保険料率を適用しています。

*口座振替月払の最低保険料1,000円未満のため、口座振替年払など自由設計にて最低保険料以上となるご契約をご検討ください。

男 性	合計保険料			《単位:円》	女 性	合計保険料			《単位:円》
契約日 満年齢	死亡保障プラン				契約日 満年齢	死亡保障プラン			
	参考 300万円	500万円	参考 1,000万円			参考 300万円	500万円	参考 1,000万円	
15歳	*519	*865	1,730		15歳	*429	*715	1,430	
16歳	*528	*880	1,760		16歳	*435	*725	1,450	
17歳	*537	*895	1,790		17歳	*444	*740	1,480	
18歳	*540	*900	1,800		18歳	*450	*750	1,500	
19歳	*546	*910	1,820		19歳	*456	*760	1,520	
20歳	*552	*920	1,840		20歳	*462	*770	1,540	
21歳	*558	*930	1,860		21歳	*471	*785	1,570	
22歳	*564	*940	1,880		22歳	*477	*795	1,590	
23歳	*570	*950	1,900		23歳	*486	*810	1,620	
24歳	*576	*960	1,920		24歳	*495	*825	1,650	
25歳	*582	*970	1,940		25歳	*507	*845	1,690	
26歳	*591	*985	1,970		26歳	*516	*860	1,720	
27歳	*600	1,000	2,000		27歳	*528	*880	1,760	
28歳	*612	1,020	2,040		28歳	*540	*900	1,800	
29歳	*624	1,040	2,080		29歳	*552	*920	1,840	
30歳	*639	1,065	2,130		30歳	*567	*945	1,890	
31歳	*654	1,090	2,180		31歳	*582	*970	1,940	
32歳	*675	1,125	2,250		32歳	*597	*995	1,990	
33歳	*696	1,160	2,320		33歳	*615	1,025	2,050	
34歳	*720	1,200	2,400		34歳	*633	1,055	2,110	
35歳	*744	1,240	2,480		35歳	*651	1,085	2,170	
36歳	*774	1,290	2,580		36歳	*669	1,115	2,230	
37歳	*807	1,345	2,690		37歳	*690	1,150	2,300	
38歳	*843	1,405	2,810		38歳	*714	1,190	2,380	
39歳	*885	1,475	2,950		39歳	*738	1,230	2,460	
40歳	*927	1,545	3,090		40歳	*768	1,280	2,560	
41歳	*975	1,625	3,250		41歳	*801	1,335	2,670	
42歳	1,026	1,710	3,420		42歳	*837	1,395	2,790	
43歳	1,083	1,805	3,610		43歳	*873	1,455	2,910	
44歳	1,143	1,905	3,810		44歳	*912	1,520	3,040	
45歳	1,209	2,015	4,030		45歳	*951	1,585	3,170	
46歳	1,284	2,140	4,280		46歳	*993	1,655	3,310	
47歳	1,359	2,265	4,530		47歳	1,032	1,720	3,440	
48歳	1,443	2,405	4,810		48歳	1,074	1,790	3,580	
49歳	1,533	2,555	5,110		49歳	1,116	1,860	3,720	
50歳	1,635	2,725	5,450		50歳	1,158	1,930	3,860	
51歳	1,743	2,905	5,810		51歳	1,203	2,005	4,010	
52歳	1,863	3,105	6,210		52歳	1,254	2,090	4,180	
53歳	1,995	3,325	6,650		53歳	1,308	2,180	4,360	
54歳	2,142	3,570	7,140		54歳	1,359	2,265	4,530	
55歳	2,304	3,840	7,680		55歳	1,416	2,360	4,720	
56歳	2,475	4,125	8,250		56歳	1,479	2,465	4,930	
57歳	2,664	4,440	8,880		57歳	1,542	2,570	5,140	
58歳	2,865	4,775	9,550		58歳	1,620	2,700	5,400	
59歳	3,081	5,135	10,270		59歳	1,704	2,840	5,680	
60歳	3,318	5,530	11,060		60歳	1,797	2,995	5,990	
61歳	3,579	5,965	11,930		61歳	1,908	3,180	6,360	
62歳	3,870	6,450	12,900		62歳	2,034	3,390	6,780	
63歳	4,194	6,990	13,980		63歳	2,181	3,635	7,270	
64歳	4,557	7,595	15,190		64歳	2,358	3,930	7,860	
65歳	4,974	8,290	16,580		65歳	2,562	4,270	8,540	
66歳	5,442	9,070	18,140		66歳	2,793	4,655	9,310	
67歳	5,982	9,970	19,940		67歳	3,060	5,100	10,200	
68歳	6,609	11,015	22,030		68歳	3,366	5,610	11,220	
69歳	7,338	12,230	24,460		69歳	3,720	6,200	12,400	
70歳	8,181	13,635	27,270		70歳	4,134	6,890	13,780	
71歳	9,144	15,240	30,480		71歳	4,614	7,690	15,380	
72歳	10,236	17,060	34,120		72歳	5,169	8,615	17,230	
73歳	11,472	19,120	38,240		73歳	5,811	9,685	19,370	
74歳	12,867	21,445	42,890		74歳	6,552	10,920	21,840	
75歳	14,427	24,045	48,090		75歳	7,413	12,355	24,710	

保険料表

がん重点保障プラン

■保険金額

●定期保険：100万円

●がん保障定期保険特約：400万円

■保険期間(保険料払込期間)：10年

■保険料払込方法：口座振替月払

参考 定期保険：100万円／がん保障定期保険特約：900万円

〈注〉本プラン以外の保険金額や保険期間などを設定する場合は、保険設計書にて保険料をご確認ください。

※記載されている保険料は、2023年4月2日現在の保険料率を適用しています。

* 口座振替月払の最低保険料1,000円未満のため、口座振替年払など自由設計にて最低保険料以上となるご契約をご検討ください。

男 性 合計保険料〈単位:円〉			
契約日 満年齢	がん重点保障プラン	内 訳	
		定期保険 100万円	がん保障定期保険特約 400万円
15歳	*933	173	760
16歳	*972	176	796
17歳	1,007	179	828
18歳	1,036	180	856
19歳	1,062	182	880
20歳	1,084	184	900
21歳	1,106	186	920
22歳	1,124	188	936
23歳	1,146	190	956
24歳	1,168	192	976
25歳	1,190	194	996
26歳	1,221	197	1,024
27歳	1,252	200	1,052
28歳	1,292	204	1,088
29歳	1,340	208	1,132
30歳	1,393	213	1,180
31歳	1,450	218	1,232
32歳	1,521	225	1,296
33歳	1,592	232	1,360
34歳	1,672	240	1,432
35歳	1,760	248	1,512
36歳	1,866	258	1,608
37歳	1,981	269	1,712
38歳	2,113	281	1,832
39歳	2,267	295	1,972
40歳	2,433	309	2,124
41歳	2,617	325	2,292
42歳	2,830	342	2,488
43歳	3,065	361	2,704
44歳	3,325	381	2,944
45歳	3,615	403	3,212
46歳	3,936	428	3,508
47歳	4,281	453	3,828
48歳	4,669	481	4,188
49歳	5,091	511	4,580
50歳	5,557	545	5,012
51歳	6,077	581	5,496
52歳	6,649	621	6,028
53歳	7,289	665	6,624
54歳	7,986	714	7,272
55歳	8,760	768	7,992
56歳	9,593	825	8,768
57歳	10,496	888	9,608
58歳	11,471	955	10,516
59歳	12,511	1,027	11,484
60歳	13,622	1,106	12,516
61歳	14,805	1,193	13,612
62歳	16,054	1,290	14,764
63歳	17,370	1,398	15,972
64歳	18,767	1,519	17,248
65歳	20,258	1,658	18,600
66歳	21,862	1,814	20,048
67歳	23,602	1,994	21,608
68歳	25,495	2,203	23,292
69歳	27,578	2,446	25,132
70歳	29,875	2,727	27,148

参考 定期保険 100万円 がん保障定期保険特約 900万円			
内 訳	定期保険 100万円	がん保障定期保険特約 900万円	
	173	1,710	1,883
	176	1,791	1,967
	179	1,863	2,042
	180	1,926	2,106
	182	1,980	2,162
	184	2,025	2,209
	186	2,070	2,256
	188	2,106	2,294
	190	2,151	2,341
	192	2,196	2,388
	194	2,241	2,435
	197	2,304	2,501
	200	2,367	2,567
	204	2,448	2,652
	208	2,547	2,755
	213	2,655	2,868
	218	2,772	2,990
	225	2,916	3,141
	232	3,060	3,292
	240	3,222	3,462
	248	3,402	3,650
	258	3,618	3,876
	269	3,852	4,121
	281	4,122	4,403
	295	4,437	4,732
	309	4,779	5,088
	325	5,157	5,482
	342	5,598	5,940
	361	6,084	6,445
	381	6,624	7,005
	403	7,227	7,630
	428	7,893	8,321
	453	8,613	9,066
	481	9,423	9,904
	511	10,305	10,816
	545	11,277	11,822
	581	12,366	12,947
	621	13,563	14,184
	665	14,904	15,569
	714	16,362	17,076
	768	17,982	18,750
	825	19,728	20,553
	888	21,618	22,506
	955	23,661	24,616
	1,027	25,839	26,866
	1,106	28,161	29,267
	1,193	30,627	31,820
	1,290	33,219	34,509
	1,398	35,937	37,335
	1,519	38,808	40,327
	1,658	41,850	43,508
	1,814	45,108	46,922
	1,994	48,618	50,612
	2,203	52,407	54,610
	2,446	56,547	58,993
	2,727	61,083	63,810

女 性 合計保険料〈単位:円〉			
契約日 満年齢	がん重点保障プラン	内 訳	
		定期保険 100万円	がん保障定期保険特約 400万円
15歳	*759	143	616
16歳	*793	145	648
17歳	*824	148	676
18歳	*866	150	716
19歳	*908	152	756
20歳	*958	154	804
21歳	1,013	157	856
22歳	1,071	159	912
23歳	1,130	162	968
24歳	1,201	165	1,036
25歳	1,281	169	1,112
26歳	1,360	172	1,188
27歳	1,452	176	1,276
28歳	1,548	180	1,368
29歳	1,648	184	1,464
30歳	1,753	189	1,564
31歳	1,874	194	1,680
32歳	1,995	199	1,796
33歳	2,125	205	1,920
34歳	2,263	211	2,052
35歳	2,409	217	2,192
36歳	2,559	223	2,336
37歳	2,718	230	2,488
38歳	2,870	238	2,632
39歳	3,026	246	2,780
40歳	3,188	256	2,932
41歳	3,347	267	3,080
42歳	3,507	279	3,228
43歳	3,671	291	3,380
44歳	3,836	304	3,532
45歳	4,001	317	3,684
46歳	4,167	331	3,836
47歳	4,336	344	3,992
48歳	4,510	358	4,152
49歳	4,692	372	4,320
50歳	4,878	386	4,492
51歳	5,077	401	4,676
52歳	5,298	418	4,880
53歳	5,540	436	5,104
54歳	5,801	453	5,348
55歳	6,076	472	5,604
56歳	6,373	493	5,880
57歳	6,682	514	6,168
58歳	7,008	540	6,468
59歳	7,356	568	6,788
60歳	7,723	599	7,124
61歳	8,112	636	7,476
62歳	8,522	678	7,844
63歳	8,971	727	8,244
64歳	9,454	786	8,668
65歳	9,990	854	9,136
66歳	10,591	931	9,660
67歳	11,272	1,020	10,252
68歳	12,050	1,122	10,928
69歳	12,944	1,240	11,704
70歳	13,978	1,378	12,600

参考 定期保険 100万円 がん保障定期保険特約 900万円			
内 訳	定期保険 100万円	がん保障定期保険特約 900万円	
	143	1,386	1,529
	145	1,458	1,603
	148	1,521	1,669
	150	1,611	1,761
	152	1,701	1,853
	154	1,809	1,963
	157	1,926	2,083
	159	2,052	2,211
	162	2,178	2,340
	165	2,331	2,496
	169	2,502	2,671
	172	2,673	2,845
	176	2,871	3,047
	180	3,078	3,258
	184	3,294	3,478
	189	3,519	3,708
	194	3,780	3,974
	199	4,041	4,240
	205	4,320	4,525
	211	4,617	4,828
	217	4,932	5,149
	223	5,256	5,479
	230	5,598	5,828
	238	5,922	6,160
	246	6,255	6,501
	256	6,597	6,853
	267	6,930	7,197
	279	7,263	7,542
	291	7,605	7,896
	304	7,947	8,251
	317	8,289	8,606
	331	8,631	8,962
	344	8,982	9,326
	358	9,342	9,700
	372	9,720	10,092
	386	10,107	10,493
	401	10,521	10,922
	418	10,980	11,398
	436	11,484	11,920
	453	12,033	12,486
	472	12,609	13,081
	493	13,230	13,723
	514	13,878	14,392
	540	14,553	15,093
	568	15,273	15,841
	599	16,029	16,628
	636	16,821	17,457
	678	17,649	18,327
	727	18,549	19,276
	786	19,503	20,289
	854	20,556	21,410
	931	21,735	22,666
	1,020	23,067	24,087
	1,122	24,588	25,710
	1,240	26,334	27,574
	1,378	28,350	29,728

介護重点保障プラン

- 保険金額

●定期保険：100万円

●介護保障定期保険特約：400万円

●軽度介護保障特約
- 保険期間(保険料払込期間)：10年

■保険料払込方法：口座振替月払
- 特約基準金額：100万円
- 参考 軽度介護保障特約 特約基準金額：100万円／予防・治療給付金額(生存給付金額)：3万円

〈注〉本プラン以外の保険金額や保険期間などを設定する場合は、保険設計書にて保険料をご確認ください。

※記載されている保険料は、2023年4月2日現在の保険料率を適用しています。

* 口座振替月払の最低保険料1,000円未満のため、口座振替年払など自由設計にて最低保険料以上となるご契約をご検討ください。

男 性		合計保険料 (単位:円)		
契約日 満年齢	介護重点保障プラン	内 訳		
		定期保険	介護保障 定期保険特約	軽度介護 保障特約
		100万円	400万円	100万円
20歳	1,207	184	880	143
21歳	1,218	186	888	144
22歳	1,229	188	896	145
23歳	1,245	190	908	147
24歳	1,256	192	916	148
25歳	1,268	194	924	150
26歳	1,284	197	936	151
27歳	1,305	200	952	153
28歳	1,327	204	968	155
29歳	1,353	208	988	157
30歳	1,385	213	1,012	160
31歳	1,416	218	1,036	162
32歳	1,453	225	1,064	164
33歳	1,496	232	1,096	168
34歳	1,547	240	1,136	171
35歳	1,604	248	1,180	176
36歳	1,666	258	1,228	180
37歳	1,738	269	1,284	185
38歳	1,822	281	1,352	189
39歳	1,908	295	1,420	193
40歳	1,999	309	1,492	198
41歳	2,104	325	1,576	203
42歳	2,215	342	1,664	209
43歳	2,332	361	1,756	215
44歳	2,463	381	1,860	222
45歳	2,605	403	1,972	230
46歳	2,760	428	2,092	240
47歳	2,927	453	2,224	250
48歳	3,103	481	2,360	262
49歳	3,325	511	2,532	282
50歳	3,591	545	2,736	310
51歳	3,905	581	2,976	348
52歳	4,268	621	3,252	395
53歳	4,683	665	3,568	450
54歳	5,146	714	3,920	512
55歳	5,658	768	4,312	578
56歳	6,207	825	4,732	650
57歳	6,826	888	5,204	734
58歳	7,517	955	5,732	830
59歳	8,270	1,027	6,308	935
60歳	9,096	1,106	6,940	1,050
61歳	9,991	1,193	7,624	1,174
62歳	10,992	1,290	8,388	1,314
63歳	12,122	1,398	9,248	1,476
64歳	13,409	1,519	10,228	1,662
65歳	14,894	1,658	11,356	1,880
66歳	16,568	1,814	12,632	2,122
67歳	18,451	1,994	14,060	2,397
68歳	20,596	2,203	15,680	2,713
69歳	23,022	2,446	17,504	3,072
70歳	25,763	2,727	19,556	3,480
71歳	28,869	3,048	21,876	3,945
72歳	32,336	3,412	24,460	4,464
73歳	36,141	3,824	27,304	5,013
74歳	40,425	4,289	30,492	5,644
75歳	45,203	4,809	34,024	6,370

参考	
軽度介護保障特約	
100万円	
〔 生存給付金特則 3万円 〕	
	1,391
	1,392
	1,393
	1,395
	1,396
	1,398
	1,399
	1,401
	1,403
	1,405
	1,408
	1,410
	1,412
	1,416
	1,419
	1,424
	1,428
	1,433
	1,437
	1,441
	1,446
	1,451
	1,457
	1,463
	1,470
	1,478
	1,488
	1,498
	1,510
	1,530
	1,558
	1,596
	1,643
	1,698
	1,760
	1,826
	1,898
	1,982
	2,078
	2,183
	2,298
	2,422
	2,562
	2,724
	2,910
	3,128
	3,370
	3,645
	3,961
	4,320
	4,728
	5,193
	5,712
	6,261
	6,892
	7,618

女 性		合計保険料 (単位:円)		
契約日 満年齢	介護重点保障プラン	内 訳		
		定期保険	介護保障 定期保険特約	軽度介護 保障特約
		100万円	400万円	100万円
20歳	*987	154	712	121
21歳	1,004	157	724	123
22歳	1,019	159	736	124
23歳	1,032	162	744	126
24歳	1,053	165	760	128
25歳	1,071	169	772	130
26歳	1,092	172	788	132
27歳	1,115	176	804	135
28歳	1,142	180	824	138
29歳	1,168	184	844	140
30歳	1,201	189	868	144
31歳	1,233	194	892	147
32歳	1,271	199	920	152
33歳	1,305	205	944	156
34歳	1,353	211	980	162
35歳	1,404	217	1,020	167
36歳	1,457	223	1,060	174
37歳	1,523	230	1,112	181
38歳	1,590	238	1,164	188
39歳	1,662	246	1,220	196
40歳	1,745	256	1,284	205
41歳	1,834	267	1,352	215
42歳	1,934	279	1,428	227
43歳	2,034	291	1,504	239
44歳	2,140	304	1,584	252
45歳	2,251	317	1,668	266
46歳	2,357	331	1,748	278
47歳	2,469	344	1,836	289
48歳	2,578	358	1,920	300
49歳	2,694	372	2,008	314
50歳	2,824	386	2,108	330
51歳	2,966	401	2,216	349
52歳	3,115	418	2,328	369
53歳	3,282	436	2,452	394
54歳	3,474	453	2,596	425
55歳	3,693	472	2,760	461
56歳	3,945	493	2,948	504
57歳	4,241	514	3,168	559
58歳	4,600	540	3,432	628
59歳	5,023	568	3,744	711
60歳	5,518	599	4,108	811
61歳	6,100	636	4,540	924
62歳	6,786	678	5,048	1,060
63歳	7,598	727	5,648	1,223
64歳	8,548	786	6,344	1,418
65歳	9,676	854	7,168	1,654
66歳	10,923	931	8,076	1,916
67歳	12,381	1,020	9,132	2,229
68歳	14,060	1,122	10,360	2,578
69歳	16,010	1,240	11,784	2,986
70歳	18,272	1,378	13,436	3,458
71歳	20,830	1,538	15,296	3,996
72歳	23,751	1,723	17,416	4,612
73歳	26,992	1,937	19,796	5,259
74歳	30,667	2,184	22,504	5,979
75歳	34,833	2,471	25,572	6,790

参考	
軽度介護保障特約	
100万円	
〔 生存給付金特則 3万円 〕	
	1,369
	1,371
	1,372
	1,374
	1,376
	1,378
	1,380
	1,383
	1,386
	1,388
	1,392
	1,395
	1,400
	1,404
	1,410
	1,415
	1,422
	1,429
	1,436
	1,444
	1,453
	1,463
	1,475
	1,487
	1,500
	1,514
	1,526
	1,537
	1,548
	1,562
	1,578
	1,597
	1,617
	1,642
	1,673
	1,709
	1,752
	1,807
	1,876
	1,959
	2,059
	2,172
	2,308
	2,471
	2,666
	2,902
	3,164
	3,477
	3,826
	4,234
	4,706
	5,244
	5,860
	6,507
	7,227
	8,038

お取扱内容について

■ 自由設計のお取扱内容について

保険種類	定期保険 (主契約)	がん保障定期保険特約	介護保障定期保険特約	軽度介護保障特約 *1
保険金額 ※主契約の保険金額、 特約の保険金額・ 特約基準金額の合計 で300万円未満は、 お取り扱いできません。	100 ～ 4,000万円 *2 (100万円単位)	100 ～ 2,000万円 *3 (100万円単位) (既加入を通算して 最高2,000万円)	100 ～ 500万円 (100万円単位) ※軽度介護保障特約を 付加した場合、 400万円が限度です。 (認知症診断給付金:20%) (既加入を通算して 最高500万円)	特約基準金額 100万円 生存給付金額 1,3,5万円 *4 (認知障害給付金:5万円 要支援給付金:20万円 軽度介護給付金:100万円) (既加入を通算して 最高300万円)
契約年齢範囲 (被保険者) *5	15 ～ 75歳	15 ～ 70歳	20 ～ 75歳	20 ～ 75歳
保険期間 [=保険料払込期間]	10、20、30年 ※保険期間満了時年齢が 85歳以下に限ります。	主契約と同一	主契約と同一	主契約と同一
保険料払込方法	口座振替月払／口座振替年払			
最低保険料	●口座振替月払 1,000円 ※特約を付加する場合は、特約保険料を含みます。 ●口座振替年払 制限なし			
引受選択	告知書扱／詳細告知書扱 *6			

- *1 軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ、付加できます。
- *2 死亡保障(定期保険、がん保障定期保険特約および介護保障定期保険特約) の合計保険金額は、年齢による制限があります。
- *3 がん保障定期保険特約の最高保険金額は、年齢による制限があります。

【 死亡保障の合計保険金額制限 】 *2

契約年齢	合計保険金額
15～45歳	4,000万円
46～75歳	1,200万円

【 がん保障定期保険特約の最高保険金額制限 】 *3

契約年齢	最高保険金額
15～45歳	2,000万円
46～70歳	1,000万円

- *4 生存給付金特則を付加した場合のみ、生存給付金をお支払いします。
- *5 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。
- *6 告知書扱について告知事項に該当する場合、健康状態を詳細に告知いただき、人間ドックや健康診断の結果表等を提出いただくことで、お引き受けができる場合があります。詳細告知の方法などについては、お取扱いの募集代理店(金融機関) までお問い合わせください。

※被保険者が既に当社の保険商品に加入されている場合など、お申込みされてもご加入いただけないことがあります。

※被保険者の仕事内容によっては、ご加入金額に制限があることやご加入いただけないことがあります。

〈注〉法人がご契約者となる法人契約については、定期保険パンフレット『定期保険 法人プラン』をご覧ください。

所定の高度障害状態について

高度障害保険金などのお支払対象となる所定の高度障害状態は、つぎのとおりです。くわしくは、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

所定の高度障害状態
つぎのいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険料払込の免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に**所定の身体障害の状態**になられたときは、**以後の保険料(主契約および特約)のお払込みが免除**されます。

所定の身体障害の状態は、つぎのとおりです。くわしくは、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

所定の身体障害の状態
つぎのいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの (8) 10足指を失ったもの

ご契約の自動更新について

所定の要件をみたした場合、**健康状態にかかわらず、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が、定期保険は100歳まで、がん保障定期保険特約、介護保障定期保険特約および軽度介護保障特約は85歳まで、**お客さまのニーズに応じ、更新することができます。

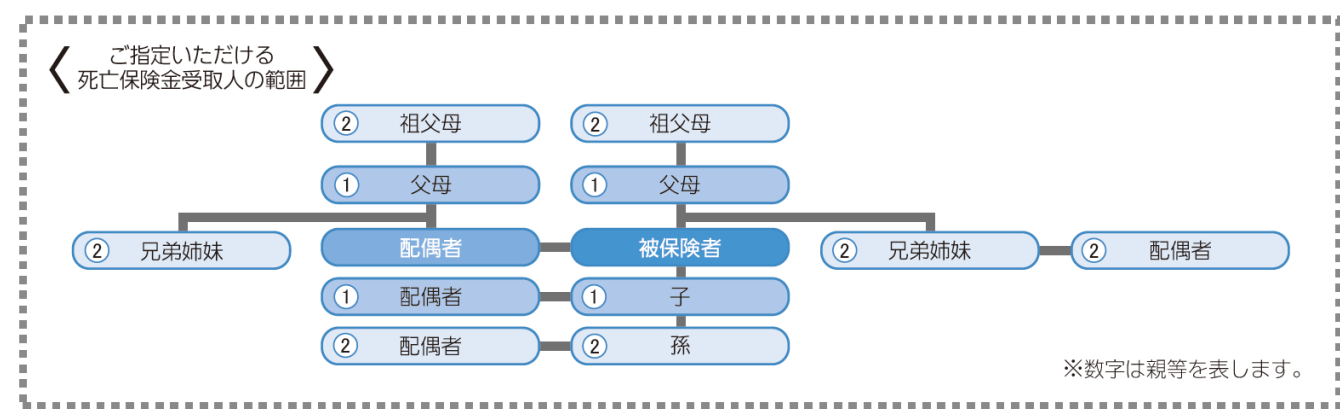
-  ● 保険契約者から**保険期間満了日の2ヵ月前までに**、継続しない旨のお申出がないかぎり、保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- **更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。**したがって、**更新後の保険料は、更新前と異なります。**
- 更新後の保険金額・保険期間は、更新前と同一となります。ただし、フコクしんらい生命所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。
また、保険期間満了日の2ヵ月前までに保険契約者からお申出があれば、フコクしんらい生命所定の範囲内で保険金額を減額・保険期間を短縮して更新することができます。
- **生存給付金特則が付加された軽度介護保障特約について、保険料のお払込みが免除された場合、更新後の予防・治療給付金(生存給付金)のお支払いはありません。**（保険料のお払込みが免除された場合、軽度介護保障特約の生存給付金特則は更新されません。）
- 特別な条件（保険料の割増、保険金・給付金の削減）が適用されているご契約については、更新のお取扱いができない場合があります。

解約返戻金について

解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
なお、介護保障定期保険特約には解約返戻金はありません。

死亡保険金受取人について

死亡保険金受取人は、被保険者の2親等内の親族をご指定いただけます。



指定代理請求特約について

- ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる給付金や保険金等について、被保険者ご自身が請求できない「特別な事情」があるときに、指定代理請求人が給付金や保険金等の代理請求をすることができます。
- 保険契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人をつぎの範囲内であらかじめ1人指定できます。
 - 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族
 - 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など
- 保険契約者は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。

※法人が保険契約者・死亡保険金受取人となる場合、指定代理請求特約は付加できません。

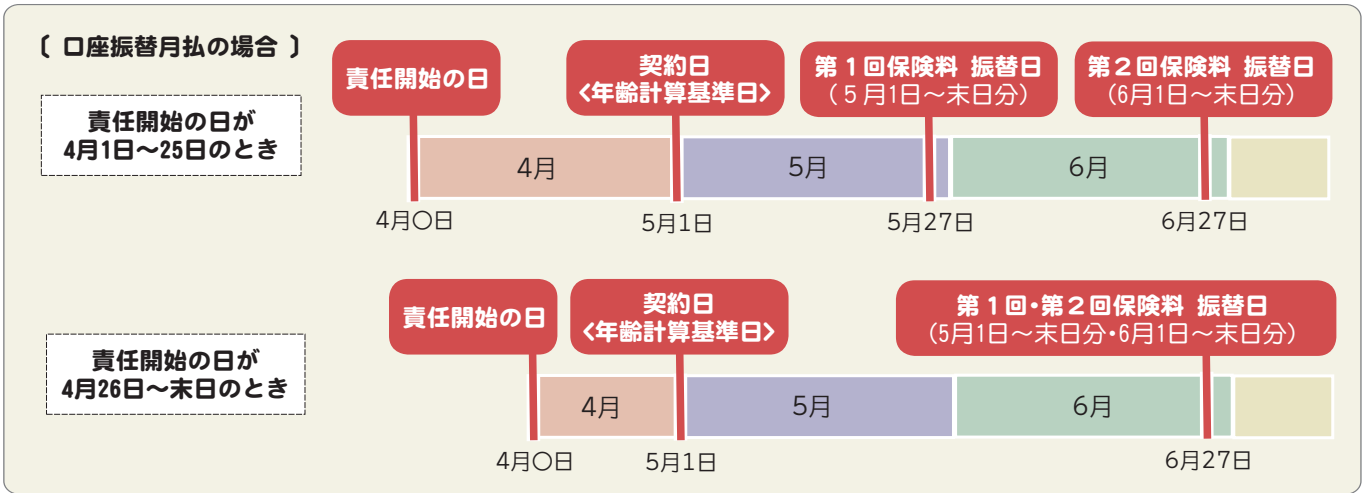
くわしくは、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

保障の開始(責任開始期)・保険料の振替日などについて

※責任開始期に関する特約を付加する場合のお取扱いの記載となります。

お申し込みいただいたご契約のお引受けをフコクしんらい生命が承諾した場合には、「フコクしんらい生命(募集代理店を含みます)がお申込みを受けた時(申込書を受領した時)」または「被保険者に関する告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

【日程の例】



【日程のご説明】

責任開始の日 (責任開始期の属する日)	「お申込みを受けた日(申込書受領日)」または「被保険者に関する告知日」のいずれか遅い日
契約日 <年齢計算基準日>	●口座振替月払の場合：責任開始の日の翌月1日 ●口座振替年払の場合：責任開始の日
第1回保険料の振替日*1	●責任開始の日が1日から25日*2の場合：責任開始の日の翌月27日 ●責任開始の日が上記以外の日の場合：責任開始の日の翌々月27日*3
2回目以降の保険料の振替日*1	●口座振替月払の場合：毎月27日 ●口座振替年払の場合：契約日の属する月と同月27日

*1 振替日は、金融機関の休業日のときは、翌営業日となります。
*2 25日がフコクしんらい生命の休業日のときは、前営業日となります。
*3 口座振替月払のときは、第2回保険料とあわせて2ヵ月分の保険料の口座振替を行います。

(ご参考) 税制上のお取り扱いについて ※個人契約の場合



記載の税制上のお取扱いは、2023年1月現在の税制による一般的なものであり、今後変更となる可能性もあります。実際のお取り扱いにつきましては、所轄の国税局・税務署または税理士などの専門家にご確認ください。

① お払込保険料

お払い込みいただいた保険料(定期保険・がん保障定期保険特約・介護保障定期保険特約・生存給付金特則を付加した軽度介護保障特約)は、生命保険料控除(一般生命保険料控除)の対象となります。
(生存給付金特則を付加しない軽度介護保障特約については、介護医療保険料控除の対象となります。)

② ご契約を解約したとき

この商品の解約返戻金はお払込保険料の合計額を上回ることなく、課税されません。

③ (特約)高度障害保険金・特約がん保険金・認知症診断給付金・介護保険金・認知障害給付金・要支援給付金・軽度介護給付金を受け取ったとき

受取人が、被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、全額非課税となります。

④ 予防・治療給付金(生存給付金)

所得税(一時所得)および住民税の課税の対象となります。

⑤ 被保険者がお亡くなりになられたとき

死亡保険金は、契約形態によって課税関係が異なります。

■ 契約形態と課税関係

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税関係
A	A	相続人	相続税※
A	A	相続人以外	相続税
A	B	A	所得税(一時所得)+住民税
A	B	C	贈与税

※ 死亡保険金の相続税非課税枠について

保険契約者と被保険者が同一で、かつ死亡保険金受取人が相続人であるご契約に限り、相続税の非課税枠の適用が可能です。他の保険商品すべての死亡保険金と合算して、下記の金額までは相続税が非課税となります。

死亡保険金の非課税枠 = 500万円 × 法定相続人数

クーリング・オフ制度について

8日以内であれば、ご契約のお申込みを撤回することができます。(クーリング・オフ制度)

申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます。)は、**ご契約の申込日から*、その日を含めて8日以内**であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

お申込みの撤回等があった場合は、フコクしんらい生命は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。

*責任開始期に関する特約を付加する場合

※法人を保険契約者とする保険契約の場合は、ご契約のお申込みの撤回等はできません。

くわしくは、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

ご確認ください

- 本商品は、フコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険制度の対象外となります。(保険契約者保護制度の対象となります。)
- 本商品にご加入いただくか否かが、募集代理店(金融機関)とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、募集代理店(金融機関)で生命保険をお申し込みいただけない場合があります。
- 募集代理店(金融機関)の保険募集指針および相談窓口については募集代理店(金融機関)にご確認ください。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、解約返戻金額などが削減されることがあります。
- フコクしんらい生命は生命保険契約者保護機構の会員です。生命保険契約者保護機構につきましては、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- 生命保険募集人(金融機関の担当者)は、お客さまとフコクしんらい生命との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してフコクしんらい生命が承諾したときに有効に成立します。

担当者(募集代理店である金融機関の生命保険募集人)の権限などに関する照会先

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室 TEL:0120-700-651(通話料無料)
受付時間 9:00~18:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- 当パンフレットは2023年1月現在の公的介護保険制度にもとづいて作成しています。
- その他にもご注意いただきたい事項がございますので、本商品のご検討・お申込みに際しては、必ず重要事項を説明した書面である『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』をご確認ください。

保障についてご留意いただきたいこと

主契約・特約共通

- 契約者配当金、入院給付金や手術給付金はありません。

定期保険(主契約)について

- 死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅しますので、以後の死亡保険金および高度障害保険金はお支払対象外となります。

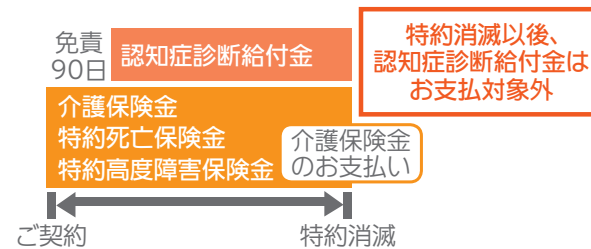
がん保障定期保険特約について

- 特約がん保険金、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いした場合、がん保障定期保険特約は消滅しますので、以後の特約がん保険金、特約死亡保険金および特約高度障害保険金はお支払対象外となります。
- 「上皮内がん」「皮膚がん(悪性黒色腫を除く)」は、特約がん保険金のお支払対象とはなりません。特約がん保険金のお支払対象となる「がん」については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- がん保障定期保険特約の責任開始期以後90日以内に「乳がん」と診断確定されても、特約がん保険金のお支払いはいたしません。

介護保障定期保険特約について

- 介護保険金、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の認知症診断給付金、介護保険金、特約死亡保険金および特約高度障害保険金はお支払対象外となります。
- 認知症診断給付金のお支払対象となる「認知症」およびその診断確定の方法については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- 認知症給付の責任開始日(介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日)前に認知症と診断確定されても、認知症診断給付金のお支払いはいたしません。
- 認知症診断給付金のお支払いは、1回のみです。認知症診断給付金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約を更新されても、認知症診断給付金の再度のお支払いはいたしません。

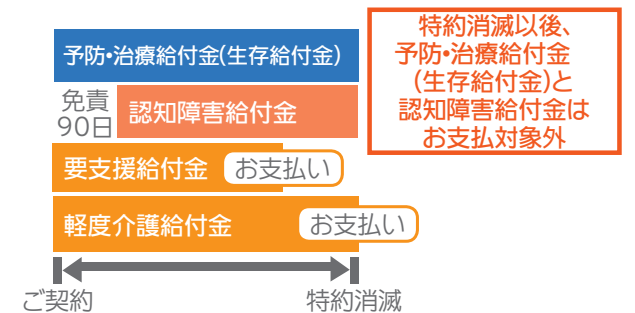
【介護保険金のお支払いにより、特約が消滅した場合のイメージ】



軽度介護保障特約について

- 軽度介護給付金をお支払いした場合または被保険者が死亡した場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の認知障害給付金、要支援給付金、軽度介護給付金および生存給付金特則を付加した場合の予防・治療給付金(生存給付金)はお支払対象外となります。
- 生存給付金特則を付加した場合、予防・治療給付金(生存給付金)は、2年ごとに生存しているときに生存給付金額をお支払いします。保険期間が1年、3年、5年などの奇数年となる場合は、その保険期間の満了時に生存しているときにも生存給付金額をお支払いします。
- 認知障害給付金のお支払対象となる「認知障害」(「軽度認知障害」および「認知症」)ならびにその診断確定の方法については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- 認知障害給付の責任開始日(軽度介護保障特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日)前に認知障害と診断確定されても、認知障害給付金のお支払いはいたしません。
- 認知障害給付金のお支払いは、1回のみです。認知障害給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約を更新されても、認知障害給付金の再度のお支払いはいたしません。
- 要支援給付金のお支払いは、1回のみです。要支援給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約を更新されたときも含め、軽度介護給付金のお支払金額は、特約基準金額の80%となります。
- 被保険者が死亡した場合、軽度介護保障特約に責任準備金(将来の給付をお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるもの)があるときは、これと同額の返戻金をお支払いします。

【要支援給付金のお支払後、軽度介護給付金のお支払いにより、特約が消滅した場合のイメージ】



お支払事由、保険金等をお支払いできない場合について、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』もご確認ください。

公的介護保険の対象外の方などにも介護に関する保障

介護保障定期保険特約の介護保険金は、公的介護保険の要介護2以上の認定によりお支払いしますが、さらに、**当社が定める所定の状態でもお支払いします。**

また、**軽度介護保障特約の軽度介護給付金も、公的介護保険の要介護1以上の認定によりお支払いしますが、さらに、当社が定める所定の状態でもお支払いします。**

※軽度介護給付金は、所定の高度障害状態に該当したときにもお支払いします。



当社が定める所定の状態による介護保障により、公的介護保険について対象外の方(39歳以下の方)や特定の原因によるもののみ対象となる方(40～64歳の方)であっても、介護を要する状態やそれによる所得の減少などに備えることができます。

介護保険金をお支払いする所定の状態とは

被保険者がつぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき

- ①「**認知症による要介護状態**」に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**90日**あること
- ②「**寝たきりによる要介護状態**」に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**180日**あること

軽度介護給付金をお支払いする所定の状態とは

被保険者がつぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき

- ①「**認知症による要介護状態**」に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**90日**あること
- ②「**日常生活動作における要介護状態**」に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**180日**あること

●「認知症による要介護状態」

医師の資格をもつ者により認知症と診断確定され、意識障害のない状態において、見当識障害*があり、かつ、他人の介護を必要とする状態

*見当識障害とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- ・時間の見当識障害：常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない
- ・場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない
- ・人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない

●「寝たきりによる要介護状態」

常時寝たきり状態で、つぎの(1)および(2)に該当して他人の介護を要する状態

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと
- (2) つぎの①から④のうち2項目以上に該当すること
 - ① 衣服の着脱が自分ではできない
 - ② 入浴が自分ではできない
 - ③ 食物の摂取が自分ではできない
 - ④ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

●「日常生活動作における要介護状態」

つぎの(1)～(5)のいずれかに該当して他人の介護を要する状態

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない
- (2) 衣服の着脱が自分ではできない
- (3) 入浴が自分ではできない
- (4) 食物の摂取が自分ではできない
- (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない



公的保障制度について

※ 本資料は公的保障制度の概略を説明しています。詳細につきましては所轄の官公署、専門家等にご確認ください。

リスクへの「備え」の基本は公的保障です。

そして、公的保障で不足する部分に備え、補完するのが生命保険の役割です。

老後資金不足のとき

老後の生活を守るための公的保障として「**老齢年金**」があります。

老齢基礎年金

国民年金保険料納付済期間（免除期間などを含む）が原則10年以上ある方に65歳から支給されます。国民年金に40年加入し、全期間が保険料納付済期間である場合、65歳から満額が支給されます。ただし、保険料納付済期間が40年未満の場合は減額されます。

老齢厚生年金

老齢基礎年金に上乗せして、原則65歳から支給されます。年金額は、平均標準報酬月額※1、平均標準報酬額※2、加入期間にもとづいて計算されます。

特別支給の老齢厚生年金

厚生年金加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方で、女性であれば生年月日が昭和41年4月1日までの方、男性（女性でも公務員などの期間がある方）であれば、生年月日が昭和36年4月1日までの方が対象となります。特別支給の老齢厚生年金の金額は、平均標準報酬月額※1、平均標準報酬額※2、加入期間にもとづいて計算された年金額が、生年月日により開始年齢が決まっている年齢から65歳になるまでの間、支給されます。

※1 平均標準報酬月額は、2003年3月以前の厚生年金保険の被保険者期間のすべての標準報酬月額を再評価率で修正した後の平均額です。

※2 平均標準報酬額は、2003年4月以後の厚生年金保険の被保険者期間のすべての標準報酬月額と標準賞与額を再評価率で修正した後の合算した平均額です。

ご自身が将来受け取れる公的年金額を、
厚生労働省の「**公的年金シミュレーター**」で試算してみましょう!!



「働き方・暮らし方」の変化に応じて将来受け取る年金額を試算できる



就業不能のとき

働けなくなったときのその後の生活を守る公的保障として「**傷病手当金**」や「**障害年金**」があります。

傷病手当金

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やケガのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給される制度です。休業が3日以上継続すると4日目から支給の対象となり、1日について標準報酬日額相当※1の3分の2の手当てが通算で1年6ヵ月支給されます。

障害基礎年金

障害等級1級・2級と認定された被保険者に対して支給されます。受給権がある方によって生計を維持されている子※2がいる場合、子の加算が支給されます。障害基礎年金の支給を受けるためには、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上保険料を納めていることが必要です。

* 障害認定日とは初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、またはそれ以前で症状が固定した日のいずれかです。
* 障害等級は、身体障害者手帳などの等級とは基準が異なります。

障害厚生年金

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある傷病で、障害認定日に障害等級1級から3級までの障がいの状態にあるときに支給されます（ただし、保険料納付要件を満たす必要があります）。なお、障害等級1級から3級に該当せず、一定の障がい状態にある場合、障害手当金が支給される場合もあります。障害厚生年金・障害手当金の支給額は、平均標準報酬月額、平均標準報酬額、被保険者期間により異なります。

* 障害厚生年金の障害等級の1級・2級は、障害基礎年金と共通、3級は厚生年金保険独自で定められています。

※1 直近の継続した12ヵ月間の標準報酬月額の平均額の30分の1です。公務員などの場合、基準額の算定方法が異なるケースもあります。

※2 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

死亡のとき

「**万一**」のことがあったときに、
のこされた家族のその後の生活を守る公的保障として「**遺族年金**」があります。

遺族基礎年金

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者（妻または夫）」または「子」※1に支給されます。

遺族厚生年金

遺族厚生年金を受けられる遺族は、亡くなった方に生計を維持されていた①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母ですが、妻以外の遺族は、年齢要件があります。また、①の方に遺族厚生年金の受給権がある場合、②以下の遺族に遺族厚生年金は支給されません。年金額は、亡くなった方の厚生年金保険の加入履歴をもとに計算した報酬比例の年金額の4分の3相当額です。遺族が「子のある配偶者」または「子」の場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給され、子のいない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は5年間の有期年金です。

中高齢寡婦加算

一定の要件を満たした妻が受け取る遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

寡婦年金

亡くなった夫が一定の要件を満たし、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時のその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

※1 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

要介護のとき

介護が必要になったときの公的保障として、
介護サービスを利用できる「公的介護保険」があります。

公的介護保険は、所定の要介護（要支援）状態になった場合に、支給限度額内であれば、介護サービスを1割（一定以上の所得のある65歳以上の人は2割または3割）の自己負担で利用できる制度です。満40歳以上の方が加入し、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳～64歳）に区分されます。第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護（要支援）状態のみが保障の対象となります。

● 公的介護保険の受給対象

39歳以下の方	対象外	
40歳～64歳の方	特定の疾病を原因とするもの※1 給付対象	左記以外を原因とするもの （交通事故など） 給付対象外
65歳以上の方	原因を問わず 給付対象	

※1 ●がん（末期）●関節リウマチ●筋萎縮性側索硬化症●後縦靱帯骨化症●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病●脊髄小脳変性症
●脊柱管狭窄症●早老症●多系統萎縮症●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症●慢性閉塞性肺疾患●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

● 要介護（要支援）認定の目安

要介護度	身体の状態例
要支援1	日常生活の動作の一部（入浴・掃除など）に何らかの介助を必要とする
要支援2	要介護1相当ではあるが、生活機能の維持改善の可能性が高い
要介護1	日常生活の動作の一部や移動の動作などに何らかの介助を必要とするものの忘れおよび理解の一部低下がみられることがある
要介護2	日常生活の動作、食事、排せつなどに何らかの介助や支援を必要とするものの忘れおよび直前の動作の理解に一部低下がみられる
要介護3	日常生活の動作、食事、排せつなどに介助や支援を必要とするものの忘れおよび問題行動、理解の低下がみられる
要介護4	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではほとんどできない多くの問題行動や理解の低下がみられる
要介護5	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではできない多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

病気・ケガのとき

病気やケガで入院や手術をしたときの公的保障として、
「公的医療保険」があります。

公的医療保険の対象となる診療は「保険診療」で、「先進医療」や「自由診療」は公的医療保険の対象外となります。

医療費	保険診療	
	公的医療保険負担	1割～3割 自己負担

● 医療費の自己負担割合

小学校入学前	2割
小学生以上70歳未満	3割
70歳から74歳	2割 ※1
75歳以上	1割 ※2

※1 現役並み所得の場合は3割となります。
※2 一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の場合は3割となります。

● 自己負担限度額（70歳未満）

1ヵ月当たりの自己負担額が限度額を上回った場合、**高額療養費制度により超過分が支給**されます。

所得区分	自己負担限度額
83万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% <4回目以降：140,100円>
53万円以上 83万円未満	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% <4回目以降：93,000円>
28万円以上 53万円未満	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% <4回目以降：44,400円>
28万円未満	57,600円 <4回目以降：44,400円>
住民税非課税	35,400円 <4回目以降：24,600円>

*各自治体の補助などにより、実際の負担が軽減されている場合があります。

身体障がいのとき

身体障害者福祉法で定める「身体障がい」とは、以下の身体の機能の障がいのことです。障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

障害部位	認定される等級	障害部位	認定される等級
視覚障害	1～6級	呼吸器機能障害	1・3・4級
聴覚または平衡機能の障害	2～6級	膀胱または直腸の機能障害	1・3・4級
音声・言語・そしゃく機能の障害	3・4級	小腸機能障害	1・3・4級
肢体不自由	1～7級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級
心臓機能障害	1・3・4級	肝臓機能障害	1～4級
腎臓機能障害	1・3・4級		

身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

市町村に申請し「障害支援区分（区分1～6）」等の認定を受け、利用します。

● 自立支援給付の種類

* 自己負担は原則1割です（所得に応じた自己負担上限あり）。

障害福祉サービス	障がい者の日常生活の支援や日常生活の向上、就労支援などを目的とするサービス利用費の補助です。日常生活を支援する「介護給付」や日常生活の向上や就労支援などの「訓練等給付」があります。
自立支援医療	障害を軽減・除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上のため、指定自立支援医療機関で行われる治療に対する医療費の補助です。
補装具	障がい者が日常生活を送るうえでの必要な移動などの確保のため、身体機能を補完・代替する用具である義肢・装具・車いすなどの購入費の補助です。

